

第 1 3 2 号議案

八王子市消防団に関する条例の一部を改正する条例設定に  
ついて

八王子市消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市消防団に関する条例の一部を改正する条例

八王子市消防団に関する条例（昭和 2 6 年八王子市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(任用) 第 5 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、消防団員に任用しない。 (1) (略) <b>(2)</b> (略) <b>(3)</b> (略)	(任用) 第 5 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、消防団員に任用しない。 (1) (略) <b>(2) 成年被後見人又は被保佐人</b> <b>(3)</b> (略) <b>(4)</b> (略)
(分限) 第 6 条 (略) 2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) <b>前条第 2 項第 1 号又は第 2 号</b> のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) (略) 3 (略)	(分限) 第 6 条 (略) 2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。 (1) <b>前条第 1 号から第 3 号まで</b> のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) (略) 3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

